

2026年3月7日

各位

小田急電鉄株式会社

一部規則の改定について

誠に勝手ながら、一部規則の改定を行います。詳細は、下記のとおりです。

記

- 1 改定規則
「旅客営業規則」
第31条第2項の様式、第40条第4項の様式、第243条、別表第2号
- 2 改定日
2026年3月14日（土）初電より
- 3 改定内容
【別紙】新旧表をご確認ください。

「旅客営業規則」新旧対照表 改定 (20260314)

現行版
「旅客営業規則」

(被救護者割引証)
第31条
第2項の様式

表		裏	
<p>被救護者旅客運賃割引証</p> <p>氏名.....号</p> <p>乗車区間 駅から まで</p> <p>乗車券の種類 片道 往復 連続</p> <p>割引率</p> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p>備考</p>		<p>(この割引証の使用上の注意)</p> <p>(1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引乗車券を購入する場合は被救護者としての有名人と同時に乗車券を購入する場合は1回に限って使用するものとします。</p> <p>(2) この割引証は旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3) この割引証の記入事項(太わく内を除く)は、発行者において記入(乗車券の種類は指定のものを含む)し、又は押印していただくものとします。</p> <p>(4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印がないものは使用できません。</p> <p>(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を捺印しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>(8) この割引証の有効期間は、発行の日から1ヶ月間です。</p>	

様式変更のため差し替え⇒

(通学用割引回数乗車券の発売)
第40条
第4項の様式

表		裏	
<p>学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)</p> <p>氏名.....号</p> <p>乗車区間 駅から まで</p> <p>乗車券の種類 片道 往復 連続</p> <p>割引率</p> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p>備考</p>		<p>(この割引証の使用上の注意)</p> <p>(1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の乗車券が100キロメートルを超過する区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。</p> <p>(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3) 捺印の欄は、発行者がインキで記入(乗車券の種類は、該項のものを含む)してください。</p> <p>(4) 捺印の欄以外の事項(太わく内を除く)は、発行者において記入し、又は押印していただくものとします。</p> <p>(5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印がないものは、使用できません。</p> <p>(6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を捺印しないときは、使用できません。又、証明書を、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>(9) この割引証の有効期間は、発行者の日から1ヶ月間です。</p>	

様式変更のため差し替え⇒

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第243条 区間等に制限のある種類の割引乗車券又は特殊割引回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

別表第2号

(前略)

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品
7	その他危険物	毒物・劇物	—	沸化水素酸	—

(後略)

改定版
「旅客営業規則」

(被救護者割引証)
第31条
第2項の様式

表		裏	
<p>被救護者旅客運賃割引証</p> <p>氏名.....号</p> <p>乗車区間 駅から まで</p> <p>乗車券の種類 片道 往復 連続</p> <p>割引率</p> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p>備考</p>		<p>(この割引証の使用上の注意)</p> <p>(1) この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合は1回に限って使用できます。</p> <p>ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合</p> <p>イ 行商人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合</p> <p>ウ 若狭線等の片道乗車、行商人と同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合</p> <p>(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3) 通行者はこの割引証の記入事項(太わく内を除く)を記入(乗車券の種類は、指定のものを含む)し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。</p> <p>(4) 通行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印がないものは、使用できません。</p> <p>(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を捺印しないときは、使用できません。</p> <p>(8) 証明書を、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>(9) この割引証の有効期間は、発行の日から1ヶ月間です。</p>	

(通学用割引回数乗車券の発売)
第40条
第4項の様式

表		裏	
<p>学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)</p> <p>氏名.....号</p> <p>乗車区間 駅から まで</p> <p>乗車券の種類 片道 往復 連続</p> <p>割引率</p> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p>備考</p>		<p>(この割引証の使用上の注意)</p> <p>(1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の距離が100キロメートルを超過する場合は、それぞれの乗車区間の乗車券(100キロメートルを超過する区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人1回まで購入できます。</p> <p>(2) 割引普通乗車券と割引普通回数乗車券を同時に購入することはできません。</p> <p>(3) 捺印の欄は、発行者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行普通乗車区間を記入してください。</p> <p>(4) 通行者は前項の欄以外の事項(太わく内を除く)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。</p> <p>(5) 通行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印がないものは、使用できません。</p> <p>(6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を捺印しないときは使用できません。</p> <p>(8) 証明書を、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>(9) この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は、所定の期間(乗車券又は回数乗車券の発行者の日から1ヶ月間)であり、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1ヶ月間です。</p>	

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第243条 区間等に制限のある種類の割引乗車券、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券又は特殊割引回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない

別表第2号

(前略)

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品
7	その他危険物	毒物・劇物	—	フッ化水素酸	—

(後略)